

定し、命令を発しなければならない。

(2) あっ旋 委員会は公共企業体等と職員との間に発生した紛争について、その解決のため両者間のあっ旋を行うが、これは関係当事者の双方もしくは一方の申請があったとき、または委員会が必要を認めて決裁して開始する。あっ旋員は委員会の会長が委員、または労働大臣が作成しておいた調停委員候補者名簿の中のもの、地方調停委員会の調停委員の中から任命するもの、委員会の同意を得て会長が委嘱する者が行う。あっ旋員はあっ旋に際して知ることができた秘密を漏らしてはならない。委員会および会長はあっ旋員の指令その他あっ旋に関する事務の一部を、地方調停委員会に行わせることができる。あっ旋員は関係当事者間をあっ旋し、双方の主張の要点を確め、紛争が解決するよう努めなければならないが、自分の手で解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要点を委員会に報告しなければならない。

(3) 調停 調停はつぎの場合に行われる ① 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき ② 関係当事者の一方が労働協約の定めにもとづいて委員会に調停の申請をしたとき ③ 関係当事者の一方の申請により委員会が調停を行う必要があると決議したとき ④ 委員会が職権にもとづき、調停を行う必要があると決議したとき ⑤ 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき、である。主務大臣とは労働大臣、運輸大臣（国鉄に関するものにかぎる）、郵政大臣（電々公社および郵政事業にかぎる）、大蔵大臣（専売公社ならびに印刷局および造幣局関係にかぎる）、農林大臣（国有林野事業にかぎる）、通商産業大臣（アルコール専売事業にかぎる）である。

調停を行うために委員会はその事件のために調停委員会を設けるか、または地方調停委員会で行うが、とくに調停委員会を設けるのは2以上の地方調停委員会の管轄区域内にわたる事件であるか、あるいは全国的に重要な問題と認めるか、またはとくに調停委員会が調停するのが適当であると認めるときである。地方調停委員会で行うのはその管轄区域内の事件か、または委員会が指定して調停を行わせるときである。調停委員会は公益委員、使用者委員、労働者委員各3人以内で組織される。この場合労使委員は同数でなければならぬ。これらの委員は委員会の委員の中から会長が指名するのであるが、会長が必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから調停委員を委嘱することができる。委員会は調停委員会または地方調停委員会に対して、その行う事務に関し報告させたり、または必要な指示をすることができる。調停を行う方法は労働法の規定を準用する。すなわち調停委員会または地方調停委員会にはそれぞれ公益委員の中から委員長を選出し、会議の招集は委員長が行い、議事は出席者の過半数で決するが、その場合労使委員はそれぞれ1名以上出席していなければ会議は開けない。調停を開始したときは、期日を定めて関係当事者の出頭を求め、紛争事案について意見を問わねばならぬ。また会議は非公開とすることができる。調停委員会または地方調停委員会は、調停案を作成してこれを関係当事者に提示し、その受諾を勧告するとともに、理由をつけてその調停案を公表することができる。またこの公表について必要であるときは、新聞・ラジオによる協力を請求することができる。関係当事者の双方が調停案を受諾したのち、その調停案の解釈または履行について意見の不一致が生じたときは、その解釈または履行に関する見解を明かにすることを申請しなければならない。調停委員会または地方調停委員会はこのような申請があったときは、15日以内にその見解を示さなければならない。

調停案に対しては、関係当事者は拒否することも受諾することも任意である。

(4) 仲裁 仲裁は第三者の裁定によって紛争を最終的に終結せしめる制度であって、労使関係自治の原則からして、私企業においては仲裁はすべて当事者双方の意思にもとづいて行われる任意仲裁制であるが、公共企業体等に関してはその業務の公共的性格にかんがみ、強制仲裁制も行われる。仲裁はつぎの場合に行われる ① 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき ② 関係当事者の一方が労働協約の定めにもとづいて委員会に仲裁の申請をしたとき ③ 委員会があっせんまたは調停を開始したのち2箇月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき ④ 委員会があっせんまたは調停を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき ⑤ 主務大臣が委員会に仲裁の請求をした場合である。

委員会が仲裁を行う際は当該事件について仲裁委員会を設けて行う。仲裁委員会は委員会の公益委員5名、あるいは会長が指名する公益委員3名で組織する。仲裁委員会には委員長が置かれ、委員長は仲裁委員が互選する。会議は委員長が招集するが、仲裁委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。議事は仲裁委員の過半数で決する。当事者が指名した労使委員は、仲裁委員会の同意を得て会議に出席し、意見を述べるることができる。仲裁委員会には関係当事者および参考人以外の者の出席を禁止することができる。

仲裁裁定は書面に作成して行い、その書面即ち裁定書には、効力発生の日も記載しなければならない。仲裁裁定は強制力があり、労働協約と同一の効力を有する。仲裁裁定に対しては紛争の当事者は服従の義務があり、また政府はその裁定が実施されるようにできるかぎり努力しなければならない。仲裁裁定により紛争は終結せしめられることとなるが、裁定が公共企業体等の予算上または資金上、不可能な資金の支出を内容とするものであるときは、政府を拘束するものでなく、また国会によって所定の行為がなされるまでは、そのような裁定にもとづいていかなる資金といえども支出してはならない。かかる裁定があったときは、政府はその裁定が出てから10日以内に、事由をつけてこれを国会に付議して、その承認を認めなければならない。ただし国会が閉会中のときは、国会召集後5日以内に付議しなければならない。国会による承認があったときは、この裁定はそれに記載された効力発生の日付にさかのぼって効力を発生することになる。（瀬戸敏夫）

こうきょうきぎょうたいとうろうどうかんけいほう 公共企業体等労働関係法 本法は公共企業体等における職員の労働条件に関する苦情または紛争の友好的、平和的調整をはかるように団体交渉の慣行と手続とを確立するための法律であって、公共企業体等の正常な運営を最大限に確保し、もって公共の福祉を増進し、擁護することを窮極の目的とするものである（法第1条第1項）。

本法は昭和23・12・20法律第257号をもって「公共企業体労働関係法」として公布され、翌24・6・1から施行されたが、その成立の契機をなしたものは、昭和23・7・22のマッカーサー書簡である。すなわち、昭和22・2・1予定された国鉄労組を中核とする全官公庁労組の2・1ゼネストがマッカーサー元帥の指令により禁止され、つづいて翌23・3全通労組を中心とする3月闘争がマーケット声明により中止を受けるといふ緊迫した労働情勢を背景として前記マッカーサー書簡が当時の総理大臣あて発せられたのであったが、その中に、鉄道その他の政府事